

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 砂原北大桑線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市阿佐間字芝六二番一地从 から同市北大桑字宮下六〇二番 八地先からまで		区 間
一三・六六〇 一九・七〇	一三・四二〇 一四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三六八・四六		延長 (メートル)
		備 考